

議案第 1 4 号

京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業保育料徴収条例の一部改正について

京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業保育料徴収条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 3 年 2 月 2 5 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）により、地方税法にひとり親控除等が創設され、令和 3 年 1 月 1 日から施行されたことを受け、子ども・子育て支援法施行令（平成 2 6 年政令第 2 1 3 号）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成 2 6 年内閣府令第 4 4 号）の一部が改正され、令和 3 年 1 月 1 日に施行されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業保育料徴収条例の一部を改正する条例

京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業保育料徴収条例（平成29年京丹後市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表備考第1項を削り、別表備考第2項中「第20条」を「第21条」に改め、同項を第1項とし、別表備考第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項中「とし、保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者が前項各号のいずれかに該当する当該所得割の納税義務者であるときは26万円（同項第1号に該当する者のうち、扶養親族である子どもを有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下である者は、30万円）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た金額を控除した額」を削り、同項を第2項とし、別表備考第4項を別表備考第3項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業保育料徴収条例別表備考の規定（別表備考第2項中「第20条」を「第21条」に改める改正を除く。）は、令和3年9月1日以後に行われる特定教育・保育施設及び特定地域型保育に係る保育料の額の算定から適用し、同月前の保育料の額の算定については、なお従前の例による。

京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業保育料徴収条例(平成29年京丹後市条例第44号)新旧対照表

現行				改正案			
京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業保育料徴収条例				京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業保育料徴収条例			
平成29年10月4日 条例第44号				平成29年10月4日 条例第44号			
本則 (略)				本則 (略)			
別表(第4条、第5条関係) (略)				別表(第4条、第5条関係) (略)			
各月初日の在籍満3歳未満保育認定子ども の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額)		各月初日の在籍満3歳未満保育認定子ども の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額)	
		保育標準時間	保育短時間			保育標準時間	保育短時間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考				備考			
<p>1 <u>この表の適用については、保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者が次のいずれかに該当する者であって当該年度(4月から8月までの月分の保育料にあつては、前年度)の初日の属する年の前年(以下この項及び次項において「前年」という。)の合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。第2号及び次項において同じ。)が125万円以下であるものであるときは、これらの者は、市町村民税を課されない者とみなす。</u></p>							
<p>(1) <u>婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもののうち、扶養親族(地方税法第292条第1項第9号に規定する扶養親族をいう。以下この号において同じ。)又は生計を一にする子ども(他の者の同一生計配偶者(同項第7号に規定する同一生計配偶者をいう。)又は扶養親族とされている者を除く。次号において同じ。)であつて前年の同法第313条第1項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額(次号において「総所得金額等」という。)が38万円以下であるものを有している者</u></p>							
<p>(2) <u>婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)</u></p>							

現行	改正案																
<p><u>む。)をしていないもののうち、生計を一にする子どもであつて前年の総所得金額等が38万円以下であるものを有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下である者</u></p> <p><u>2</u> この表における所得割(地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)をいう。)の額の計算については、子ども・子育て支援法施行規則第20条に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは当該金額を加算した額とし、<u>保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者が前項各号のいずれかに該当する当該所得割の納税義務者であるときは26万円(同項第1号に該当する者のうち、扶養親族である子どもを有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下である者は、30万円)に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た金額を控除した額とする。</u></p> <p><u>3</u> <u>前2項に定めるもののほか、保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者が指定都市(地方自治法第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この項において同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定する。</u></p> <p><u>4</u> (略)</p> <table border="1" data-bbox="224 933 1086 1045"> <thead> <tr> <th rowspan="2">各月初日の在籍満3歳未満保育認定子ども もの属する世帯の階層区分</th> <th colspan="2">徴収金基準額(月額)</th> </tr> <tr> <th>保育標準時間</th> <th>保育短時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	各月初日の在籍満3歳未満保育認定子ども もの属する世帯の階層区分	徴収金基準額(月額)		保育標準時間	保育短時間	(略)	(略)	(略)	<p><u>1</u> この表における所得割(地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)をいう。)の額の計算については、子ども・子育て支援法施行規則第21条に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは当該金額を加算した額</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>とする。</p> <p><u>2</u> <u>前項</u> に定めるもののほか、保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者が指定都市(地方自治法第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この項において同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定する。</p> <p><u>3</u> (略)</p> <table border="1" data-bbox="1153 933 2016 1045"> <thead> <tr> <th rowspan="2">各月初日の在籍満3歳未満保育認定子ども もの属する世帯の階層区分</th> <th colspan="2">徴収金基準額(月額)</th> </tr> <tr> <th>保育標準時間</th> <th>保育短時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>附 則</u> (施行期日)</p> <p><u>1</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p>(経過措置)</p> <p><u>2</u> <u>この条例による改正後の京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業保育料徴収条例別表備考の規定(別表備考第2項中「第20条」を「第21条」に改める改正を除く。)は、令和3年9月1日以後に行われる特定教育・保育施設及び特定地域型保育に係る保育料の額の算定から適用し、同月前の保育料の額の算定については、なお従前の例による。</u></p>	各月初日の在籍満3歳未満保育認定子ども もの属する世帯の階層区分	徴収金基準額(月額)		保育標準時間	保育短時間	(略)	(略)	(略)
各月初日の在籍満3歳未満保育認定子ども もの属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額)															
	保育標準時間	保育短時間															
(略)	(略)	(略)															
各月初日の在籍満3歳未満保育認定子ども もの属する世帯の階層区分	徴収金基準額(月額)																
	保育標準時間	保育短時間															
(略)	(略)	(略)															

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 3 年 3 月 定例会

議案の 件 名	議案第14号 京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 保育料徴収条例の一部改正について	政策等 の区分	計画 ・ 事業 ・ <u>条例</u> その他（ ）
------------	--	------------	-------------------------------

《政策等の概要》	《市民参加の状況》															
<p>保育所及び認定こども園の利用者負担については、子ども・子育て支援法施行令（以下「政令」という。）及び同法施行規則（以下「内閣府令」という。）において、未婚のひとり親を寡婦等とみなして算定する規定が設けられており、京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業保育料徴収条例においても同様のみなし規定を設けている。この規定に関して、令和3年1月1日付施行の政令及び内閣府令において、当該みなし規定を削る改正が行われたことから、政令等との整合を図るために所要の改正を行うものである。併せて内閣府令の一部改正（令和元年内閣府令第6号）において、本条で引用している条例の繰り下げが行われていることから、所要の改正を行う必要がある。</p>	<p>有 ・ <u>無</u> （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）</p>															
	<p>《財源措置の状況》（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>総事業費</th> <th>国庫支出金</th> <th>府支出金</th> <th>市債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源					
総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源											
《政策等の必要性》	《将来にわたる効果及び経費の状況》															
<p>令和2年度税制改正により、未婚のひとり親も対象としたひとり親控除が創設されたことから、政令及び内閣府令において、未婚のひとり親を寡婦等とみなす規定が不要となり、当該規定を削る改正が行われたことに伴い、政令及び内閣府令との整合を図るために所要の改正を行う必要がある。</p>	<p>京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業保育料徴収条例においては、政令及び内閣府令と同様のみなし規定を設け、未婚のひとり親に不利となる取扱いの是正を図ってきた。今回の条例の一部改正後においても、未婚のひとり親における利用者負担をこれまでと同等に不利とならないように取り扱うことができる。</p>															
《提案に至るまでの経緯》	《総合計画等の整合》															
R3.2.2 例規審査委員会	総合計画 計画項目	25	子育て支援の総合的な推進													
	○その他の計画(該当する場合のみ)															
<p>《政策等の実施時期》</p> <p>公布の日から施行する。 ただし、令和3年8月分までの保育料について、なお従前の例による。</p>	計画名称															
	策定年度															
	計画期間															
	担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）													
	教育委員会事務局	子ども未来課	有・ <u>無</u>													